



九州大学では、正規課程への留学のハードルが高いケンブリッジ大学で、イギリスの歴史文化や専門科目を学べる、3週間の海外短期プログラム「ケンブリッジ大学英語・学術研修」を1996年から実施してきました。参加学生はこの研修をステップに、さまざまな方面に人生を切り開いていっています。

コロナ禍により、2019年以降実施を中断していましたが、このたび「2023年分から再開したい」と現地の担当者から連絡があり、現在再開に向けて準備をしています。

しかし、ここ数年のコロナ禍の円安や燃料高騰などにより、研修参加費用が一人あたり35～57万円ほど追加で必要になってしまっています。

その費用を参加学生にすべて負担をいただくと、参加できる学生が限られてしまうことが考えられます。そこで次回募集分以降につき、クラウドファンディングの形で、参加費用の一部寄附金を広く募ることを決意しました。

これからも九大生にケンブリッジ大学での貴重な経験を届けられる本研修を継続していくために、どうぞ温かいご寄附をよろしくお願ひいたします。

クラウドファンディング 挑戦中

▶寄附募集期間

募集開始 2023年3月22日(水)9:00

募集締切 2023年4月28日(金)23:00

第一目標金額 300万円

いただくご寄附の使い道

ケンブリッジ大学英語・学術研修の
参加費用の一部として参加学生への寄附

クラウドファンディングとは

インターネットを通して活動や夢を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組み。All or Nothingというルールで、万が一目標金額に届かなかった場合、集まった寄附金は寄附者に返金となります。



ご寄附・詳細は
WEBサイトをご覧ください
<https://readyfor.jp/projects/kyudai-Cambridge>

九州大学 ケンブリッジ レディーフォー



▶ご寄附方法

WEBサイトにアクセスいただき、クレジットカード
または銀行振込でお支払いください。

ケンブリッジ大学英語・学術研修 |
コロナ禍で高騰した参加費のご寄附を
<https://readyfor.jp/projects/kyudai-Cambridge>

九州大学 ケンブリッジ レディーフォー



ご寄附コース一覧

A～Gより、ご希望の
コースをお選びください。

コース	金額
A	¥3,000
B	¥10,000
C	¥30,000
D	¥50,000
E	¥100,000
F	¥300,000
G	¥500,000

リターン						
感謝のメール	実施報告のニュースレター	お名前掲載※1	企業様向け※2	お研修参加学生からのお礼ビデオ※3	懇談会へご招待との希望制※4	
●	●	●				
●	●	●	●			
●	●	●	●			
●	●	●	●	●		
●	●	●	●		●	
●	●	●	●			●

※1 以下の中での掲載を予定しています。
ニュースレター／言語文化研究院のホームページ／研修のホームページ

※2 学生の事前学習会合等において企業様ご作成の業務紹介ビデオ(5分程度)を流させていただきます。(希望制)

※3 ご寄附者様だけに作成した研修参加学生からのお礼ビデオレターです。学生が帰国してからの対応となります。

※4 2023年12月、2024年4月6月8月の決まった土曜日に15～30分程度、九州大学内にて開催予定です。詳細は2023年11月までにご連絡いたします。

リターンの内容は変更になる場合がございます。
最新情報はプロジェクトページをご確認ください。

▶ご寄附のメリット

ご寄附をいただけすると、以下のメリットをご提供できる予定です

Merit

01

➡ 参加学生に皆様をアピール

ご寄附いただいた企業様のご希望に応じ、留学に参加する学生との意見交換会や企業説明会等を開催させていただくことも可能です。

Merit

02

円 税法上の優遇措置

予定している本クラウドファンディングへの寄附は、九州大学への寄附と同様に税法上の優遇措置が得られます。

法人様 寄附金の全額を損金算入することができます。

個人の皆様

■所得税(所得控除)

寄附金額が年間2,000円を超える分について、所得控除を受けることができます。

寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額 (控除対象となる寄附金の上限額は、当該年分の総所得金額の40%です)

■住民税

本学を「寄附金税額控除対象法人等」として指定している都道府県・市区町村にお住まいの寄附者の皆様は、所得控除に加えて、翌年の個人住民税が軽減されます。

(寄附金額 - 2,000円) × 4~10% = 住民税控除額 (控除対象となる寄附金の上限額は、当該年分の総所得金額の30%です)

※上記の計算式の4~10%について ▶ 都道府県が指定した寄附金は4% | 市区町村が指定した寄附金は6% | 都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%

福岡県にお住いの方々へ

[本学への寄附金を条例で指定している自治体]

福岡県／福岡市／糸島市／大野城市／春日市／古賀市／粕屋町／新宮町／那珂川町／その他
※その他の自治体については、大変お手数ですが各自治体の税務担当課へお問合せください。

福岡県外にお住まいの方々へ

本学が福岡県に所在する法人であることから、お住まいの都道府県および市町村で本学を「寄附金税額控除対象法人」に指定していない可能性があります。

大変お手数ですが各自治体の税務担当課へお問い合わせください。

※反社会的勢力等(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ぼうごろ若しくは特殊知能暴力団等若しくはそれらの構成員等)またはそのおそれがあると当団体が判断する者からの寄附はお受け入れいたしかね、入金済みの寄附金については返還いたしますので、あらかじめご了承下さい。

プロジェクト内容についてのお問い合わせ先

鈴木 右文 (すずき ゆうぶん) yubun@flic.kyushu-u.ac.jp

※インターネット上でのお手続きが難しい場合は、鈴木までお問い合わせください。

税法上の優遇措置については
こちらのページから
詳細をご確認ください

九州大学公式ウェブサイト

